

広島県労働委員会労働者委員の公正・公平な選任を求める要請書

広島県 知事 湯崎 英彦 様

要請趣旨

公労使3者構成の行政機関における労働側委員の選任が、長年にわたって不公正・不公平な実態に置かれていることは極めて問題であり、その是正が求められていました。

1989年11月、労働戦線が再編成され全労連・連合が発足したことを契機に、中央労働委員会では、全労連や中立系などの候補がすべて排除されてきました。しかし全国からの公正任命の要請の中、2008年11月(30期)、特定独立法人担当として全労連などが推薦する淀房子さんが任命(現在31期)されることとなりました。

現在、都道府県での非連合の労働委員は、宮城、埼玉、千葉、東京(2名)、神奈川、大阪、和歌山、京都、滋賀、長野、高知の11都府県12名となり、確実な前進をみせています。

ILOも日本政府に対し4度にわたって、是正勧告を行っています。さらに、06年4月施行された労働審判制度の新設では、最高裁によって労組法適用の潮流的組織人員比による労働審判員の公正任命も行われています。

しかしながら、広島県の任命は、1990年広島県労働組合総連合(広島県労連)が結成され今日に至るまで、20年間にわたり日本労働組合総連合会広島県連合会(連合広島)のみを任命し、他の潮流を一貫して排除し続けています。

複数の潮流の労働組合が併存する場合には、その性格や運動方針の違いによって差別してはならず、特に労働者委員の任命にあたっては、推薦された候補者について予断も偏見も抱かず一定の基準に則って公平かつ公正になされなければなりません。

労働委員会労働者委員の任命権者である県知事には、このような情勢の変化をふまえて、特定潮流の労働組合の推薦者のみの任命をやめ、公正任命の決断を行うべきです。さらに労働委員会係争において医療問題も増加していることから、医療に精通した委員が求められます。以上のことから、以下の事項について要請します。

要請事項

労働組合法の団結擁護の趣旨を踏まえ、広島県労働委員会労働者委員の公正任命をはかること。広島県労連推薦で、医療労働者の雇用とくらしを守るため労働組合活動に長年専念され、その見識も高く、労働者を代表する同委員に最もふさわしい藤本健氏の任命を行うこと。

2011年 月 日

団体名

代表者名

印

住所